

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成十九年経済産業省、環境省告示第一号）

最終改正：平成二十九年三月三十一日経済産業省・環境省告示第五号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）様式第一の備考3及び別紙の備考5並びに様式第二の備考5の規定に基づき、特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を次のように定める。

- 1 特定排出者コードの欄には、特定排出者データベース（特定排出者に付された番号の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の使用により得られる特定排出者に付された番号を記載するものとする。
- 2 都道府県コードの欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第三号に規定する特定事業所の所在地の属する都道府県が次の表の都道府県の欄に掲げる区分に応じ、同表のコード欄に掲げる番号を記載するものとする。

北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

- 3 事業コードの欄には、平成二十五年総務省告示第四百五号（統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載するものとする。